
令和7年 第125回（定例）神河町議会会議録（第4日）

令和7年9月17日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和7年9月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷紹和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美
税務課長	中島宏之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井出博		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階正三

藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長
農林政策課長 前 川 穂 積	井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	教育課長兼給食センター所長
岩 田 劲	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	
石 橋 啓 明	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	
高 橋 吉 治	

午前 9 時 30 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 125 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、傍聴者の皆さんにお願いをいたします。会議の傍聴につきましては、地方自治法第 130 条第 3 項の規定に基づき定めております神河町議会傍聴規則を必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、注意事項等につきましては、傍聴席入り口に掲示をしておりますので、御確認をお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切っていただきますようお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。

なお、議会運営基準第 91 条及び第 91 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとを行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 60 分以内となっております。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 12 条第 1 項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議

長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に議論を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。おはようございます。議長から許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

まず、今回は大きな柱として3点に絞っております。

まず最初に、子育て支援の充実をさらに進めてほしいとの願いから質問や提案をさせていただきます。この子育て支援の内容につきましては、令和5年9月の第115回の議会で吉岡議員が質問されていますが、私なりに関連して質問させていただきます。

まず1番目に、ゼロ歳から5歳までの未就学児の年齢別児童数は、最新では何人でしょうかということです。また、6歳児と12歳児の児童数もお願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ゼロ歳から5歳までの未就学児の年齢別児童数及び6歳児、12歳児の児童数について、年度ごとの人数でお答えをいたします。

令和7年4月1日以降に出生されたゼロ歳児は、令和7年8月末時点で10人となります。また、本年度中に1歳となる未就学児は30人、2歳児は46人、3歳児は43人、4歳児は48人、5歳児は66人となっております。また、本年度中に6歳となる児童は52人、12歳児は66人となっております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。推定される人数ですけど、今の答弁からゼロ歳児で4月以降は10人出生しているということになりますと、4、5、6、7、8と約5か月、それで10人で、これから推定しますとこれから先7か月ありますけども、大体10人か少しそのぐらいということで、本年度を推定しますと二十何人ぐらいの人数の出生があると、そう見込んでよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。今年度の今現在の母子手帳の交付状況におきましたら、約30人近くとなる見込み

と捉えております。今後、また転出とかその辺で変動はあるかも分かりませんがということです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。これから先の母子手帳ですね、予定のある方を含めて30人ということは、これは人数としてはだんだん増えていってるんかな、あるいは平行線かなと思うんで、そのぐらいだということですね。分かりました。

次、2番目ですけれども、こどもを健やかに生み育てる支援金の支給事業で令和6年度の実績は幾らだったでしょうかということです。それと、第3子以降、その新生児それから満6歳児、満12歳児の人数と金額をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

第3子以降のお子さんに支給いたしますこどもを健やかに生み育てる支援金支給事業の令和6年度実績ですが、出生児は4人で支給額は40万円、満6歳児は12人で60万円、満12歳児は14人で140万円、総額で240万円を支給しております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。出生児が4人ということで、これは私が計算しましたところ、約8.7%、出生児全体のですね、満6歳児では12人ですから約23%、満12歳児は14人ですから約21%とはじき出しましたが、大体この20%から推移していますが、これは昨年度、6年度の実績についてはちょっと下がってるんかなと思います。またこれも回復を期待しております。

次の③の質問に移ります。子供の出生数を見てみると、近年は減少傾向が続いております。昨年度の神河町内での出産は28人、2名の転入を含めても、現在いわゆる本年度中に1歳児になる子は30人と聞いております。今は第3子以降を対象とした出産支援となっていますが、少子化対策として第1子、第2子への出産支援も必要ではないかと思います。第3子以降の子供に限らず、第1子、第2子も支援対象としてはどうでしょうか。その喫緊の対策として、子供の数の減少を抑えるため、第1子、第2子にも第3子以降に支給されている支給額の半額でもいいですから、それを支給するという方法ではどうでしょうかということです。

それから、また、第1子から第3子、第4子へと出産児数が多くなるに従い、出産の支援金を増額する仕組みも考えてはどうでしょうか。これは極端な例として、第1子は10万円であるならば、第2子は20万、第3子は30万、第4子は40万、第5子になれば50万、これは極端な例ですけども、そういうふうにして、子供の数が多くなるほど支援金も多くのなるというふうな仕組みはいかがかということです。これは、子供を

産み育てるには多くの苦労があります。経済的にも支援が必要になる場合があります。その子供たちが大きくなりますと、やがてはこの神河町の未来の宝となっていくということから考えて、こういう仕組みも考えてはどうかということをお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

こどもを健やかに生み育てる支援金支給事業は、合併前の平成6年に旧大河内町で創設された事業で、少子化が進行する中、第3子以降のお子さんを出産いただくことで人口の増加を図り、町勢の発展と福祉向上に寄与することを目的としております。

令和7年8月末時点における当町の新婚世帯、子育て世帯の状況ですが、夫婦のいずれかが40歳以下で12歳までの子供を養育されている世帯のうち、子供1人の世帯は111世帯、2人の世帯は211世帯、3人以上の世帯は133世帯で、12歳以下の子供を養育している455世帯のうち、子供が2人の世帯が全体の46.4%で最も多く、次いで3人以上の世帯が29.2%、子供が1人の世帯は24.4%という状況です。

なお、厚生労働省がまとめた2022年の国民生活基礎調査によれば、全国における3人以上の子供を持つ世帯の割合は12.7%であり、当町の29.2%という割合は全国と比べて非常に高い水準となっております。さらに、当町の2人以上の子供を養育している世帯は全体の75.6%に達しております。出産、子育てに対する前向きな傾向がうかがえます。

一方で、独身生活の自由さ、快適さや出会いの機会の減少、結婚への価値観の変化、女性の社会進出やキャリア志向など、様々な要因が複合的に絡み合い、非婚化、晩婚化が進行していることが少子化の一因と考えられます。こうした点からも「Link!かみかわ」で取り組んでいる町内の若者に出会いの場を提供する事業や、若い世代のカップルに神河町での暮らしを選んでいただけるような施策の一層の充実が重要であると考えております。今後も、議員からの御提案を参考にしながら、少子化対策や人口減少の抑制につながるよう、時代の変化に即した施策の検討、実施に努めてまいります。

また、現在は、当支援金とは別に、出生届提出時に、お尻拭きやカーミンのバスタオル、スタイをお渡ししているほか、民生委員さんからの絵本のプレゼントや妊婦のための支援給付金として10万円、小・中学校等への入学時には子ども未来応援支援金として3万円の支援なども行っております。引き続き、子育て環境の充実につきまして地域創生総合戦略に基づき実施してまいります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。全国的な統計から見ますと、神河町は手厚い支援の下に割合が全国的に高い水準となっているということで、これはいい傾向かと思っております。

そこで、こどもを健やかに生み育てる支援金事業のPRですね、こういうことをやっていますよという、これは特に若い家庭の方々への対策だと思うんですけども、それはどのような形で伝わっているとお考えでしょうか。実際に効果があるのかどうかというところです。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この支援金事業のPRにつきましては、基本的にはホームページ等での周知ということになっております。この事業がスタートしたのが平成6年、合併してからも20年続いているということで、かなり神河町でこういった支援金があるということは、子育て世帯、また、若者世帯の中ではある程度浸透されているのかなというふうには思っております。町外の方につきましては、ちょっとこういった事業につきましてはホームページを御覧いただくしかないかなというふうに思っております。

そういう中で、効果的なことでいいますと、3人以上という部分で先ほども御説明しましたように、29.2%というような形で全国的にも結構高い数字を示しておりますので、一定の効果はあるのかなというふうに思いますけれども、これが、出生数が減少しているという状況もありますので、直接出生に結びついてるかどうかというと、少し疑問なところもありますけれども、結婚されて一旦子供を1人出生される御夫婦に対しては、結構2人目3人目と神河町におきましては出生されてるという割合が増えておりますので、ある程度の効果というものはあるのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。これからますますこの神河町に子供たちがたくさん出生できるようにしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。AEDの使用時に配慮すべきことはとしまして、AEDは突然の心臓停止や心室細動になったときに使う医療機器だと思うんですが、一般の人でも使えるように工夫されています。そこで、町内で公共施設等に設置してあるAEDは、ホームページを見ますと58か所ありました。この中でAEDが今までに使われた事例はあるでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本庁舎、支庁舎、観光施設等の町が管理するAEDにつきましては、令和7年8月25日現在で、過去3年間において1回、本年に観光施設で使用をしております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。使う頻度が多かったらこれは困

るんですけども、非常に少ないということで、大変町民の皆さんのがんばりを守っていくという意識が高いんじゃないかと思っております。

このAEDが使われる機会は非常に少ないと思いますけれども、使い方の講習会、あるいは点検は行われているでしょうかということです。多分私が思うには、消防団は何回も講習、練習をしてると思いますけども、各種団体の主な役員の方、あるいはグループの方、あるいは地域の役のある方などに何年かに一度は周知を兼ねた講習会があればと思います。そして、点検を兼ねたバッテリーやパッドの交換などには維持費がかかると思います。本体は補助があって設置しやすいのですが、あの維持費にも幾らかの補助があれば設置の継続がしやすいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

講習会の開催や点検につきましては、設置施設ごとに対応が異なっておりますけども、過去3年以内の講習会を実施した町の施設としましては、中学校、小学校、温水プール、きらきら館、峰山高原ホテル、ヨーデルの森などが上げられます。

なお、普通救命講習等については、中播消防署や日本赤十字社兵庫県支部が依頼に応じて実施しておりますので、各区、団体、施設に対して広く周知をしてまいりたいと考えております。

維持経費に対する補助についてでございますが、バッテリー等の交換に関しては、本体の耐用期間がおおむね6年から8年、バッテリーが約4年、パッドは約2年とされております。各区におけるAEDの購入に当たりましては、令和2年度から5年間に限り補助制度を設けており、この期間中に14区が購入をされ、併せて普通救命講習も受講をされております。

なお、バッテリーなどの消耗品の交換費用はこれまで補助の対象とはしておらず、今後も同様の方針で考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 維持経費、それから本体ですね、耐用年数が6から8年ということで、6年から8年耐用年数が過ぎれば、これはまた買換えという形になると思うんですけども、そのときの本体への補助はもうないと、その地区で全額用意して設置しなければいけないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

各区が購入されましたAEDにつきましては、先ほども申し上げましたように、令和2年度から令和6年度までの5年間、区長会において説明を申し上げ補助を行ってまい

りました。その際に、本体、バッテリー、パッドの更新費用は今後は各区でお願いしたいということでお知らせをしてまいっておりますので、今後も同様の方針としたいと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） あとは、まず各区で自分のところできちっと維持していくという方向だということですね。

ちなみに、バッテリー4年間で交換費これ幾らか。それからパッドは2年だということですが交換費は幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。これは令和5年度に区長会でお示しした金額でございますけども、AEDの本体が17万円程度、これが本体の値段でございまして、少しバッテリー、パッド等については、すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので御回答できません。お許しをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。AEDにつきましては、本体が17万5,000円につきまして、あと、その入れ物ですよね、あれが7万5,000円で、大体25万円ぐらいかかるのかなというふうには思ってます。あと、パッドの交換ですね、パッドにつきましては2万円でバッテリーが4万円というふうなことで今、大体予算はこれまでつくっておったということでお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 大変申し訳ございませんでした。それでは、住民生活課の藤原でございます。小島議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

パッドにつきましては2個で2万円程度、それからバッテリーでございますけども、1個で3万3,000円程度でございます。少し古い資料でございますので若干値上がり等の可能性はございますけども、そういった感じでパッドとバッテリーの金額はなっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。最初は本体を購入するのに支援がありますよ、これはAEDの普及を進めるという意味からも大変効果的だったと思います。との維持費につきましてでも多少なりとも支援があればと思いまして、また検討していただきたいと思います。

これは、いざというときには女性にも使う必要がありますが、プライバシーに配慮するために三角巾を添付しておいてはどうでしょうかということです。電極パッドをつけ

た後、胸の上に三角巾をかぶせたり、また、骨折など他の手当てにも使えます。三角巾を2枚ほどチャック付ビニール袋に使用例も一緒に入れて本体と一緒に保管しておけば、プライバシーに配慮でき、安心して使うことができると思います。

私がちょっと調べたところ、家庭用三角巾なら安いところで1枚400円前後だったと見ております。これは市販ですから白色、白色ですけども、オレンジ色の三角巾にすればAED用として分かりやすいのではないかと。販売品としてオレンジ色があるかないかちょっと分かりませんけど、もしなければ、シルバー、あるいはボランティアの方々にその作製をお願いするのも一つの方法じゃないかと思っております。この三角巾と一緒に保管するということについてはいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

AEDの使用につきましては、衣服全てを脱がせる必要はなく、下着をずらすなどしてパッドを素肌に直接貼り付けることができればよいとされております。東京都多摩府中保健所では、このような使用方法を周知することにより心理的抵抗感を軽減できるよう、普及啓発資材を作成をされております。この普及啓発資材は、出典元の掲載があれば使用可能とされており、三角巾の配布と併せてAED本体への設置を進めてまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。よろしく御検討していただくことを望みます。

では、次の質問に移らせていただきます。神河町の希望のある農業政策はどうあるべきかについてお尋ねいたします。

もう9月も半ばになりまして新米が出始めている頃ですけれども、ニュースによりますと、5キログラムが5,000円近くになりそうであるとのことも聞いております。生産者、あるいは消費者との価格の調整が続いているということも聞いております。私は、米作りの経営は今のままではもたないという意見をお聞きしました。そのことに対して、町の対応はどうあるべきかとの視点から質問させていただきます。

第2次長期総合計画後期基本計画ですね、これが発行されていますけれども、これは令和6年3月の作成ですが、農林水産業のページ、これは77ページになりますけれども、この77ページで主な取組として、令和5、6年度に町内全7ブロックごとの地域計画を作成することで保全と有効活用を進めますとあります。7ブロックともということですが、そのブロックごとに地域計画はできているのでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 岩田山・川・田園再生特命参事。

○農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事（岩田 熱君） 農林政策課、岩田でご

ざいます。それでは、小島議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

地域計画が7ブロックでできているかについてでございますが、この地域計画につきましては、国の農業経営基盤強化促進法の改正により、全国の自治体で令和5年度、令和6年度で策定することになった計画でございます。計画の内容は、10年後の農地一筆ごとの耕作者を地図にした目標地図と、地域の現状と課題、今後の方向性をまとめた計画書を作成するものでございます。

当町では当初、越知谷、粟賀北、粟賀南、大山、寺前、小田原、長谷の7ブロック単位で作成する方向で考えておりましたが、地域計画の策定において重要な役割を担う農業委員会で策定方法の協議をいただいたところ、他集落の農地のことを判断できる知識と情報を持ち得ていない状態でブロックごとの計画を策定することは難しいので、集落ごとの地域計画を策定することが現時点では望ましいとの意見があり、結果として集落ごとに策定することとなりました。

ただし、越知谷地区につきましては、営農組合も越知谷地区で1つになっていること、営農組合の法人化を進めている中で貸借契約の関係で10年後の状況が把握できることから、集落ごとではなく越知谷地区で地域計画を策定することとなりました。しかし、地域農業の課題は一つの集落では解決できないこともありますし、集落をまたいで営農活動を行う営農組織等もあることから、事業の事前説明会はブロックごとに開催し、一つの集落で解決できないことは隣の集落とも協力しながら解決していくことをお願いしてきたところでございます。

こういった経過を踏まえ、御質問の地域計画ができているかについてでございますが、令和6年度末で農地を有しないしんこうタウン区を除く39集落のうち9集落で計画を策定しました。その後、令和7年9月4日現在では26の集落で策定をしております。残り13集落につきましては、現在、縦覧公告中の集落が5集落、農業委員会等への意見聴取中の集落が5集落、それから目標地図の最終確認中の集落が3集落となっており、各集落での確認が終わり次第、意見聴取等の手続を進めていきます。この取組を通じて町内の全ての集落で何度も検討、協議をしていただき、集落ごとの意見交換会も開催することができ、地域計画を策定する目的の一つである地域での話し合いの場が持てたことは大変重要であったと考えています。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。それぞれの集落で計画を立てていくということになると思うんですけど、この計画を立てていくときの困難点といいますか、そういうところは何かあるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 岩田山・川・田園再生特命参事。

○農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事（岩田 眞君） 農林政策課、岩田でございます。この計画を策定していく中でやはり困難であったっていうのは、令和6年度

末でできなかった集落が大半の結果となってしまいました。これにつきましては、各集落において、やはり農地をどうしていくんだという議論する時間の調整にかなりの時間を要しました。それと、アンケート自身、各農家さんにお送りして回答していただいたんですけども、その集約っていうのも直営でやらせていただいたいうこともあったので、若干委託するよりは時間をかけてしまったかなと思います。

それでも、やはり集落の皆様が何度も膝を交えながら協議をしていただき、それで、何度も目標地図の確認をしていただけたことは成果になると思いますし、意見交換会っていうのも集落ごとでできたので、そこで出された意見を今後の地域農業に生かしていきたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そのようにしていろんな集落の方々が努力していただいて、この神河町の農地を守っていただきたいと思います。

それと、同じく77ページ、この長期総合計画ですけども、その中に、地域計画の策定に係る話しを行い、それぞれの地域に合った農地の利用、集積、担い手の育成を行い、農地を守りますと明記されています。この担い手不足が今非常に懸念されているということですけども、担い手の育成は進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。お答えをさせていただきます。

まず、町内の担い手の現状でございます。認定農業者は、集落営農法人が12、集落営農以外の農業法人・個人が4の計16、認定新規就農者が2、法人化計画を策定した特定農業団体が5の合計23経営体、担い手の数では姫路管内市町では最少で、集落営農を母体とする組織が多いのが特徴でございます。

これらの担い手への令和6年度末の農地集積面積は454ヘクタール、集積率は62.7%、全国平均の61.5%より少し高く、県全体28%の2倍以上、分母となる耕地面積が少ないこともあり県下でも上位で、姫路管内では最高です。また、担い手1経営体当たりの集積面積は平均19.7ヘクタールで、これも管内で最大です。

次に、担い手である集落営農組織等を支える人材、後継者の育成についてでございます。町では、農林業後継者育成支援事業としまして、65歳以下の集落営農組織の構成員等を対象に、農業用などの免許取得費用に対する補助を行っております。直近の3年度では、大型トラクターの運転に必要な農耕用大型特殊、これが毎年10名程度、その他、牽引やドローン、狩猟免許などを含め毎年11から15件の利用がありまして、各営農組織がオペレーターや組織の後継者の育成を進めております。

個々の担い手、特に集落営農組織では、平成26年以来、法人化等組織の育成と農地中間管理事業を活用した農地の集積を進めまして、10年が経過をしております。地域計画策定に係る集落での話しでも、法人設立当時の役員やオペレーターが高齢化し、

定年延長の影響もあって後継者の確保が難しいという切実な声を複数の集落でお聞きをしておるところでございます。しかし、一方では、50歳代後半の人材が積極的に免許を取得し、作業従事している営農組織も複数ありますと、地区により状況は違いますけれども、人口の少ない小規模集落ほど後継者確保が困難な状況になりつつあると認識をしておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。やはり人口が少ないところほど大変であるということがうかがえると思います。

その中で、かつて営農組合長をされていた方から、大変困っているというような次のような御意見をいただきました。今年の6月です。要点ですけれども、最近、営農をする人がいない、いわゆる人材がいないということでしょう。今3人でしているが、高齢化で、あと5年ももたないとと思う。今後は、企業や大会社が参入してきて農業をするかもしれない。これは日本全国でいきますと、そういうところも出てきておりますけれども、神河町もそのような方向になるかもしれませんと言わせてました。そして、農機具が非常に高価で、営農で所有するのがやっとであると。農協がコンバインなどもリースしてくれると助かるが、今はそれではないと。農協は農家のために思うように動いてくれないんじゃないかと思っておられるようです。また、補助金がないとやっていけないが、減反政策で思うように米が作れないという、これは今までの減反政策がずっと尾を引いているという意味だと思うんですけども、それで困っているということでした。

今は、米の増産に向けての方向の変化がありましたけれども、神河町において、今までどのように農業を守ってこられたのか、その実績があればお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。お答えいたします。

農業人口の減少が全国的な課題となる中で、過疎化が進み、自主財源に乏しい当町では、国の政策に沿いその補助金等を最大限に活用して、担い手への農地集積を核とする農業、農地の活用、維持、保全に取り組んでまいりました。その反面、小規模農家への対応は手薄であった感もあり、耕作条件の悪い農地等では耕作放棄地が増加傾向にありますと、町全体としては、現在までおおむね良好に営農活動が継続され、農地が維持されていると認識をしておるところでございます。

まず、主な国の施策、事業活用の状況では、平成19年、米の生産調整の見直しと同時に、農業の持続的発展を目指して始まりました2事業、担い手を対象とする麦や大豆の作付に対する助成、経営所得安定対策直接支払い、これと、環境保全に向けた営農活動や地域の共同活動を支援する農地・水・環境保全向上対策、これは現在の多面的機能直接支払いがございます。これらにつきましては、当町では制度開始当初から積極的に取組を進め、現在も農業分野の最重要施策として継続中でございます。また、急傾斜農

地の保全を目的とする中山間地域等直接支払い、これについても平成17年から継続して取り組んでおります。

平成26年度からは農地中間管理事業が開始をされまして、これまで個々の農家主体であった農業経営が担い手農家や農業法人に集約をされるようになり、当町では、この年の株式会社新野営農設立を皮切りに集落営農の法人化を進め、令和6年度は貝野、加納の2営農が新たに法人化いたしました。これら4つの事業での令和6年度事業費は、町を経由しない国からの直接支払いを含めまして総額約1億7,900万円に上ります。このような食料自給率の低下、荒廃農地の増加等、全国的な課題を背景とした国の施策はもちろん、これら施策の実施を条件とする担い手の農業機械整備等に対する国・県の有利な補助事業の活用、これのほか、国県施策を補完する町独自の事業も積極的に実施をしておる状況でございます。

さきに述べました農林業後継者育成支援事業は、農地中間管理事業が開始された平成26年度に施行したもので、また、今年度も実施する食べ盛り応援神河米事業は、子育て世代への支援だけではなく、農繁期の分散等による担い手の経営改善も目的としております。当町では、このような農業振興のための独自事業をほかにも複数実施しており、これに係る令和6年度の事業費は総額約2,000万円でございました。

また、旧町時代から継続して実施しております有害駆除や防護柵設置などの有害鳥獣対策事業は、農業経営の継続には不可欠の事業であるとともに、広い意味では、農家を含む全ての地域住民が受益者であり、主に猿対策では近隣市町とも連携して実施しております。

ほかにも、近年のコロナや物価高騰対策に係る国からの臨時的な交付金なども農業分野での活用を積極的に検討し、様々な独自施策を行っておるところであり、町の最重要施策としての農業振興の位置づけを十分に認識した上で、国・県・他市町とも連携し、広範に取組を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろな農業施策につきまして精力的に実施されているということで、安心しております。

最近、米の増産ということで、今まで田んぼを耕作しなかった土地も耕作するような方向性にあるとは思うんですけども、この神河町内の増産体制については、その傾向性というんか、可能性というんですか、今年、去年よりもさらに増産できるような耕作の土地、田んぼを整地していくというような可能性はあるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。米が増産できるかというところなんですけども、先ほど申しました町の独自事業の中で、農業再生推進事業というのを町単費で行っております。これは、耕作放棄地になっておるところを地域の住民の人たちが田んぼにできる状態に戻して、その農地を維持していくというような事

業でございまして、担い手がこの事業を行って耕作放棄地であったところを田んぼに戻して、そこで耕作を始めておるという状況も複数箇所でございます。全体で見ますと面積的には小さいですけれども、使える田んぼがほかされてる状況を、この町の事業を使って田んぼに戻して米を作っていく、ほかのものを作っていく農地に戻すという事業を既に取り組んでおるところでございます。

それから、先ほども申し上げました食べ盛り応援事業で作付をしております「つきあかり」といいますのは、通常こちらで作っておるコシヒカリよりもたくさん取れる品種でございます。ですので、同じ面積で作っても米の取れ高が大きくなってくる。これは増産という意味もありますし、それからそれぞれの営農の経営に売上げが増えてくるというところではプラスにもなってまいりますので、そういうことも目的としてこの新しい品種の試験栽培等も行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろと対策をされて神河町としても増産していくという方向性だと思います。

次に、今、米の価格問題でいろいろ話題を呼んでいますけれども、現実に農家の方や農業に携わっている方々が本当に悩み、困っておられると思います。国の農業政策もありますけれども、今後、神河町としてどこまで農業を守ることができるのか、その現実性のある方向をお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

国土保全の観点からも地域農業の継続、農地の保全は森林の保全同様に最重要施策であります。自主財源の乏しい当町は、引き続き国県の政策に沿いながら、それらを最大限活用する中で、国県事業をベースに町独自の農業振興策を展開をし、神河町の農業、農地を次世代に引き継いでいく必要があります。

一方、地域計画策定に係る各集落での話し合いでは、特に山間部、小規模集落での担い手、後継者不足は深刻であります。しかし、そんな状況下でも、条件が悪く担い手が預かることのできない農地を懸命に耕作、維持されている農家もあります。地域計画では、集落ごとに現在耕作されている農地を中心に守るべき農地として位置づけ、担い手、個人にかかわらず、これらの農地での営農活動の継続を図りたいと考えています。

一方、急傾斜地や山際の狭小地などの条件不利農地は保全を図る農地として、現耕作者への支援、樹園地等の畠地化、林地化を含む新たな保全の方向性、方策を町として考える必要があることも改めて認識したところであります。いずれにしましても、戦後ピーク時から半減し、さらに続く人口減少の状況で、これまでどおりの個人、集落単位での農地の維持、営農の継続は非常に困難で、神河町としても早晚限界が来るという危機感があり、地域計画の策定に際し、当初ブロック単位での策定を考えたのもそのためで

ございます。

株式会社中村営農の社屋に、農地を守ることは地域を守ることという言葉が掲げられています。私は、この言葉は単に営農のスローガンではなくて、そこに暮らす住民の覚悟であると捉えています。守るべき農地の将来に向けた維持保全には、個々の担い手の後継者育成、経営強化はもちろん、越知谷営農のような集落営農組織の広域統合や、省力化、スマート化の促進など行政主導の施策も重要ですが、農家だけではなく地域全体で農地や集落を守るという住民の意識が、将来的には一番重要ではないかと考えています。農業、農地の将来を考えるときに、それだけを見るのではなく、農家だけの問題にせず、集落を超えた地域全体の問題として捉え、行政と住民が共に知恵を絞って汗をかくことで、地域の日常の一部でもある農業は続けられるのではないかと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。この先の最適といいますか、現実性のある方向性を出していただきまして、ありがとうございます。

現在、役場としての農業政策はもちろん進めておられるわけですけど、農協とのタイアップなんかは今現在どのような状況になってるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。農業関係の主要な協議会、例えば地域農業再生協議会でありますとか、鳥獣害対策協議会、農会長協議会、その他そういうような事業につきましては、ほぼ農協さんにもメンバーとして加入をしていただいている状況がございます。それから、現地で農業を特に当たっていただいている担い手協議会なんかにもオブザーバーとして常に農協さんは神飾営農センターから職員がその都度2名から3名ずつ来ていただいて、実際の農業の、今度、米を作るに当たってどうしよう、「つきあかり」の栽培なんかについても、かなり農協さんが苗を作っていたいというところで協力をしていただいて、私どもとしましては、農協と一緒に協力をし合いながら神河町の農業振興を進めておるというふうに認識をしておる状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。もちろん農協は農業全体を取り締まる要だと思いますので、どんどんとタイアップしながら進めていただきたいと思います。

それと、今、樹園地、果樹園等の畠にするその方向性とか、あるいはいろんな果樹園とかあるんですけども、鳥獣被害が非常に多いんじゃないかと聞いておりますけれども、米、稲作以外の農産物に対しての対策はどうでしょうか、十分取られておられるでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。田んぼとして使いにくいところを果樹を植えるなりして樹園地化することは、先ほどの回答の中にもございました。一部、営農組織なんかが柿を植えて柿園にしておるようなところもございますし、それから最近特にといいますか、ここ数年進めてきておりますのがサンショウでございます。

サンショウは、もう町内各地でいろいろ、営農組織もそうですし、個人でも作付をしていただいて、今年度ちょっと新子が取れませんで出荷の量が減ったんですけれども、今年度も続けて出荷をしております。サンショウの一番の特徴は、鳥獣の被害に遭いにくいというところでございます。角を研いだりして皮をむいたりという被害がないことはないんですけども、ほかの作物と比べると鳥獣被害も少なく、また、管理の手間もほかの作物と比べると少なくて済むというところで、ここ数年、町の農林政策課におきました営農指導員等も普及に回りまして町内各地で作付をしておりまして、一昨年度では約1トンぐらいが町内から出荷をされておる状況がございます。私どもも、耕作放棄地の後に何を作るのがええかなというのは常々悩んでおるとこなんですけれども、今、最右翼はサンショウかなというところで、一部町外の事業者等にサンショウを作りたいだくようなお話しも現在進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。多方面にわたって農業を守っていくということだと思います。神河町の農業を守っていく施策の御検討をこれからもお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時29分休憩

午前10時55分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村秀幸です。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

早速、第1、子供を産み育てたい町にするために、これからできる取組を問います。

①広報かみかわ8月号に掲載されていた出生数は、令和3年度44人、令和4年度38人、令和5年度49人、令和6年度30人でした。このままでは年間30人を下回ることが懸念されます。出生数を増やすための今後の取組を教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度の出生数につきましては、先ほども議員の質問の中から回答させていただいたとおりですけれども、令和7年7月末現在で10人ということになっております。今後におきましては、令和8年3月末までの出生数を母子手帳の交付状況というふうなところの状況などから推測しますと、議員がおっしゃるとおり、30人程度というふうになる見込みということになっております。令和7年以前の状況を参考に申しますと、先ほど木村議員からもありましたけれども、令和4年度の出生数は38人、令和5年度49人、令和6年度30人という出生数になっておりまして、神河町の町政運営を行う上では危機的な数字になっておるというふうに思っております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表しております地域別将来推計人口、令和5年度の推計というふうになりますけれども、今後、20代、30代の若い女性の人口が大幅に減少し、それに伴い子育て世代や子供の数も減少するという見込みでございます。このため地域の存続が危ぶまれており、20代、30代の子育て世代の減少を食い止めることが喫緊の課題ということになっております。

神河町では、平成27年度に第1期、令和元年度に第2期、そして昨年度、令和6年度には第3期の神河町地域創生総合戦略を策定しております、これに基づいて事業を展開しておるところでございます。戦略におきましては、出生数の増加を目指すことはもちろん、人口減少を食い止め、その減少をいかに緩やかにしていくかについても戦略的に取り組む事業を掲げております。

木村議員の御質問の出生数を増やすための直接的な取組といたしましては、第2期戦略において、独身者の結婚を促す取組として縁結び事業を実施するとともに、出産前後の環境整備のため、健診業務の充実や病児・病後児保育の整備を進めてまいりました。さらに、その世代の移住促進にも取り組んでおります。

具体的には、人口を総合的に増加させる施策として、住む場所や働く場所の確保が不可欠であることから、若者世帯向け賃貸住宅の建設や家賃補助、また、リフォームや住宅取得に対する補助を実施しております。また、働く場づくりの面では、企業誘致に加えまして、創業支援事業、現在ではサテライトオフィスの誘致にも取り組んできております。これまでの取組による出生数増加の効果といたしましては、住宅関連施策により出生数が40人台から70人台へと増加したことや、シングルマザー等を対象とした移住施策により、平成28年度からの累計で91世帯、222人の移住があったことなどが上げられ、一定の効果があったというふうに認識をしております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町がされている取組プラスでしてい

だきたいことがあります。子供を産みたいと思っていただけるためには、まず安心感が最優先だと考えます。しかし、現状では神崎総合病院で出産することはできず、大きな不安要素の一つになっています。しかし、出産環境を整備するためには最低でも2名の産科医師が必要であり、多額の予算を要することから現実的には困難だと思われます。

そこで提案ですが、陣痛サポートカーのような取組を導入できないでしょうか。兵庫県内では、神戸市が妊産婦タクシー利用券を交付しており、猪名川町では出産サポートタクシーを実施しています。神河町においても、頼れる家族や身内がいない時間帯に陣痛が始まった場合、産婦人科医まで安全に送っていただける仕組みがあれば、妊婦さんの不安は大きく軽減されると考えます。そして、もし導入していただけるのであれば以下の点にも配慮をお願いします。汚しても大丈夫なような防水シートカバー等の設置、小さなお子様連れにも対応できるよう、チャイルドシートの用意もよろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 木村議員の御質問に答えさせていただきたいと思います。

陣痛のサポートカーということでただいま御質問あったかなと思います。昨年度、神河町としましても妊婦さんへのサポート事業ということで、どのような支援が必要かっていうようなところまで、実際、陣痛時の現状等もちょっと調査をさせていただきました。その中で、やはり陣痛時に不安を抱えるっていう方もありました。現在の中では、やはり自分自身で運転であったりとか、家族の運転、親戚の方による運転によって特に安全に出産を迎えることができということで、御回答をいただいております。ただ、実際の妊婦健診におきましては神崎病院でも通院はできますが、出産となりましたらマリアであったりとか姫路方面に行かないといけないというようなところまで、経済的支援いうことで、今年度から妊婦への通院助成っていうことの取組をさせていただいております。

以上となります。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員に申し上げておきます。1問目の通告内容は、出生数を増やすための取組を教えてくださいという質問なんですね。今、陣痛の部分での支援のタクシーというような具体的な提案があったんですけども、そういうことを質問されるんであれば、具体的にこの質問の中にそういう項目を上げてください。そういうようにお願いしておきます。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。失礼いたしました。木村さんに聞きます。陣痛のサポートっていうのも、神河町で気軽にタクシーってそんなすぐに手配できるのでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 今現在のタクシー利用となり

ましたら、やはり昼間に限られたりとか、休日夜間っていうのは難しいのが現状かなと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。そのタクシーは、妊婦さんも汚してしまったらどうしようっていう不安要素とか、そういう心配事は除けるようなタクシー仕様になってるんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。公共交通というふうな捉え方で申し上げますと、今、木村が申しましたとおりタクシーにつきましては、今現在は昼間というふうなところに限定されるかなというふうに思いますけれども、基本的には、そういう状態でも公共交通としてはそういう方を受け入れるというふうなところでございまして、汚れるから受け入れへんというふうなところは決してないというふうに御認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） また、陣痛が来ても、本当に緊急ということになれば、救急車要請になるかなと思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町民の方でも、救急車を呼ぶのって、みんなから何かあったんかって道に出られて、やっぱり呼びたくない、呼びにくいうっていう声が結構あるんです。タクシーも、平日の5時、6時で終わってしまったらその後やっぱり頼れないんで、この陣痛サポートカーっていうのはとても大事なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） タクシーの方にこの陣痛サポートいうことになりましたら、多分タクシーの運転手さんにもそれなりの研修を受けていただいたりとか、そういう体制も必要になるかなというところ辺と、やはりタクシー業界との協議にもなってくるかなと思いますので、一存では、ちょっとその辺もタクシーの利用範囲というところにもなるかなと思いますので、また御相談させていただけたいたいなと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、木村がお答えしたとおり、タクシーっていうことになりますと、業界の了解であったりとか、業界の取組を確認しないとお答えができないという状況であります。業界のほうに、そういう場合、今御発言のあった、緊急を要するのかどうかちょっと分かりませんけれども、汚してしまう可能性があるケースであるとかそういうときに、例えばですが、町が助成をするというふうなことを考えたとしても、陣痛カーとしての取組ができるのか否かということであったりとか、町が独

自分でやるとなると、運賃を取るということになりますと、やっぱり業界の了解っていうのが必ず必要ということになってきますので、今御提案の陣痛カーも含めて、どういうふうにできるかというのは少し議論させていただかないと、今お答えできる状況にはないということを申し上げておきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。佐賀県は県で子育て“さが”タクシーというのをされていて、チャイルドシートや防水シートなども取り込まれています。一度調べてみて、神河町でもできればと思っています。

次の質問に入らせていただきます。2、神河町で子供を育てたいと思ってもらえるようなこれからの取組を教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。神河町に住みたい、神河町で子育てをしたいと思っていただくなためには、単に一つの要素が充実しているだけではなくて、住環境、それから教育、医療、子育て支援など、多方面にわたっての総合的に充実しているというふうなところがやはり必要というふうに思っております。そのため、先ほども申し上げましたとおり、第3期地域創生総合戦略において定めた4つの基本目標に沿いまして各種事業を着実に推進しているところでございます。詳細につきましては、総合戦略を御確認いただければというふうに思いますけれども、主な取組を御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

目標1、「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」。地域資源である森林再生の事業、サテライトオフィスの誘致、創業支援などに取り組んでおります。目標2、「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」。空き家の利活用促進、若者世帯向け住宅施策、分譲地の拡充、ふるさと神河への郷土愛の醸成などを推進しておるところでございます。目標の3、「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」でございます。縁結び事業、神河町すぐ近く子育て家庭センターの開設、病児・病後児保育の実施、図書コミュニティ公園「桜空」の運営などを行っております。目標4、「安心して過ごせる豊かな暮らしを実現する」。地域自治協議会の効果的な運営、地区防災計画の作成支援、防災リーダーの育成、コミュニティバス、デマンド型交通の運行などに取組をさせていただいております。

これらの基本目標を柱にして引き続き戦略に沿った取組を進めてまいりますが、社会情勢や国の施策等の変化に応じまして柔軟に事業の検討及び実施を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、木村議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。子育て世帯やその家族の方と意見交換会をさせていただきました。そのときに出た困り事や心配事は次のとおりでした。困り

事は、保育所は平日と土曜日午前7時から午後7時まで、日曜日は休み。幼稚園は平日午後6時まで、土日祝は預かりなし、長期休業中は午前8時から午後6時まで。学童保育クラブは平日、午後6時15分まで。これは、何か6時までやったけど、保護者の願いから15分延長してほしいっていうような声があったみたいですね。土曜日、長期休業中は午前7時45分から午後6時15分まで。幼稚園は保育所よりも見てもらえる時間が短い。家庭の事情で転校や親が正規雇用からパートもしくは転職せざるを得ない家庭が出てきています。保育所から幼稚園に行かないで、そのまま保育所に通わせれば問題ないのかもしれませんね、子供のことを考えると幼稚園に進ませています。そのためか、神河町の子供が屋形こども園にたくさん通園されているみたいです。何人の子供が通われているのか、把握されていますか。

○議長（澤田 俊一君） この件についても、木村議員、先ほども言いましたように、それぞれ充実した回答を得ようとすると、やはり事前通告しておかないと、資料、持ち合わせありませんとか、そういうことになりますので、今後は特に気をつけてください。お願いしておきます。よろしいですか。

○議員（2番 木村 秀幸君） はい。

○議長（澤田 俊一君） それでは、児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町から屋形こども園に通ってる人数ということですけども、すみません、うろ覚えでございますけども、令和6年度実績でたしか15名であったというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。一応こども園の先生に確認をしたら、20名ぐらいおられると言わされました。20名ぐらいの子供が通われているみたいです。幼いときから通われています。神河町の幼い子供たちを神河町で育てたいと思いませんか。そして家族の方にも正規雇用のまま働いてもらえるように、神河町での対策はできないでしょうか。お子さんが2名、3名おられるお母さんたちの声です。3人目、4人目産みたいけど、時間やお金に余裕がない。幼稚園に進学とともに正職からパートになるしかなかった。正職のままならもう1人、2人欲しかったとの意見がありました。

そして、以前町長が神河町はベッドタウンのようなまちとしてと言われておりましたが、私も同じ意見です。姫路市や福崎町で働き、18時に迎えに行ける職場は限られてくると思います。そのためにも、保育所同様19時まで見てもらえる環境が必要ではないかと考えます。産みたい人に快く産んでもらえる町としてほしいのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。就学前の保育施設で申し上げますと、おっしゃいましたように、保育所、保育園、認定こども園、

もしくは幼稚園、もしくは在宅というところかなというふうに思っております。神河町としましては、民間の2保育園と公立幼稚園が3つございます。ここを利用されてる方も非常に多くいらっしゃいますが、今おっしゃっていただいたように、より長くということも一部の声としてはお聞かせいただいております。

そこで、神河町としましては、ファミリーサポート事業というものを展開しております、この部分、利用料金は発生しますけども、それ以降の時間についても利用可能であります。保育園の送迎であったり、もしくは小学生の塾への送迎なども可能としております。また、併せて子育てという部分でいいますと、あくまでもやはり自助、共助、公助、この3つが成り立ってこそ子育て環境というものであるというふうに思っております。我々行政が行う公助と地域で行っていただく共助、それと併せて御家庭で行っていただく自助、この3つの柱をもって子育て環境というふうに考えておりますので、それぞれがそれぞれの立場に応じた子育てを行うということが望ましいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

その他の意見では、夏の学童保育ではお弁当を作る負担が大きい。姫路方面の学校へ通う際、駅から遠い子はいい時間帯にバスがないので家族に送迎してもらう。そして、送ってから一度家に帰って家事を済ませて仕事に向かう。とても不便でバスの時刻や運行の在り方の見直しを求める声があります。これらの現状に対して、町としてどのような対策を進められているのか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。基本的には、先ほどの回答でもさせていただきましたけれども、第3期の地域創生総合戦略に基づく中で事業を実施していくと。教育課長が申しました部分につきましても、その3期の計画の戦略の中にはうたってある事柄と事業というふうなところですけれども、この部分につきましては、基本的には単年ごとに見直し、それから評価をしていくというふうに考えておりますので、木村議員の今の御意見等も踏まえて今後の戦略の中に取り入れていく、また、評価の中でそういう部分もきちんとさせていただくというふうなところ。それからバスの関係の時刻につきましても、一定皆様の御意見というふうなところを反映させていただくというふうなところでの運行時間というふうなところをつくり上げておるというふうに思っておりますので、御意見等聞かせていただいて、その時間十分に御利用いただけるというふうなところの判断ができましたら、時刻等の変更というふうなところも検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほどの

質問の中にお弁当ということもございました。たしか、かつての議会でも木村議員がおっしゃっていた項目かなというふうに思っております。お弁当を作るのは本当にお母さん、お父さんにとっては大変なことだというふうに認識しております、コンビニなどでも購入したお弁当を持ってきていただくことも可能としているということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしくお願ひします。

安全面の不安では、幼稚園児や小学生が、熊、イノシシ、猿等の害獣が出没する地域を徒歩で登下校、遠い子で片道3キロ以上歩き、冬季は真っ暗な中で登校、これらの現状に対し町としてどのような安全対策を進められているのか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本当に昨年度ぐらいから熊の目撃情報が多数寄せられておりまして、私どもとしても非常に心配してるのでございます。昨年度につきましては、全幼稚園、小学校、中学生の児童生徒に対して鈴を改めて配布しまして、安全対策というふうにしております。

また、あわせて地域のほうにお願いしておりますのは見守り隊、いわゆるボランティア、通学登下校のボランティアですね。ふだんウォーキングされてる時間帯をできるだけ小・中学生の通学の登校時間に合わせてウォーキングをしていただいたり、また、一部の区では老人クラブのほうが登下校の見守りなどを行っていただいております。地域の見守りなどもお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 町長のお考えはいかがでしょうか、お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 安全対策というところでございます。昨年はツキノワグマがかなり出没したというところでございまして、また、今年に入りましてからは、北海道を中心にヒグマによる被害が発生をしたということですし、今日でしたか、東北のほうで高齢者が畠に行ったところツキノワグマに遭遇をしてけがをしたというふうなことでございます。

結論から申し上げますと、教育委員会サイドでいろいろと対策は講じているところで報告も聞いてるし、その方法で行こうということにしてるところでありますけども、とにかく、先日も農林政策課によりますツキノワグマに対する対策といいますか、ツキノワグマの生態も含めた鳥獣被害対策について講習会もありまして、基本的な講演ということではあったようありますけども、人間を狙って熊自らが突進してくるというような習性は、実はツキノワグマにはないというふうに私自身聞いているところであります、やはり危険なのは、出会い頭という想定していない中で出くわしたというときにかなり熊による被害が発生をしてるということありますので、事前に鈴をつけて

歩くといいますか、鈴を鳴らすということが野生動物にとっても非常にある意味での防
御といいますか、そこにはあえて出没しない、そういうふうな習性もあるというふうに
私ども判断しておりますので、現在の対策の上で今後も対応していく予定としておりま
す。

ただ、そのほか地域の見守りというふうなことでかなり協力もいただいておりますの
で、そういう方々にも感謝しながらしっかりと子供を守っていかなければいけないと考
えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしくお願ひします。

出生数の減少や子育て環境の課題に直面する中で、妊婦さん、子育て世代の安心感を
高めることが最重要だと考えます。町民が子供を産み育てたいまちと思える町になるよ
う、引き続きよろしくお願ひします。

次の質問に入ります。2、町立学校の体育館はこれからどのような熱中症対策をされ
ますか。

1、避難所にもなっている町立学校の体育館では、どのような熱中症対策をされてい
るか、お聞きいたします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員
の質問にお答えさせていただきます。

神河町立学校の体育館における熱中症対策でございますけども、水防指令発令時など
に開設される神崎小学校体育館、寺前小学校体育館、神河中学校体育館は、大型扇風機
を各4台ずつ配備しております。また、スポットクーラーにつきましても、神崎小学校
には4台、寺前小学校には2台、神河中学校には5台配備しております。さらに、神崎
小学校、寺前小学校の学童ルーム、体育館内に設置しております学童ルームですけども、
ここには空調設備が整っております。

避難所にもなっています町立学校の体育館に空調機器を設置することにつきましては、
必要性は認識しておりますが、現状の財政状況から直ちに対応することは困難でありま
すが、特定財源の確保等も併せて前向きな検討を進めていきたいというふうに考えてお
ります。

また、学校教育活動である体育の授業であったり、部活動、社会体育活動での夜間・
休日の使用許可や基準につきましても、十分に検討した上で事業を実施することが望ま
しいと考えております。近年、近隣の市町では学校体育館への空調機器の導入が進んで
おりますので、先行導入された市町の実情についても調査研究を進めていきたいという
ふうに考えております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。以前、課長とクーラーについてどうなんやって聞いたら、電気代がすごいっていう、1時間に5,000円とか1万円とかかってしまうっていうのを聞きました、やっぱり多額の費用や電気代もかかってしまいます。

ここからは提案になります。体育館のげた箱の空間にクーラーがあれば、スポーツの休憩時に入ってクーリングシェルターになるかなと思います。熱中症対策もできるんではないかと思います。あと遮熱対策。遮熱塗装や遮熱シートなどの導入はいかがでしょう。もしくは打ち水、打ち水でしたら、ポンプで水を吸い上げ、ホースでまいて地面の熱、周辺空気の温度を2度から3度下げることが期待できますし、ローコストですがいかがでしょうか。8月の28日、夜8時頃に中学校の体育館で私、ソフトバレーボールをしたのですが、そのときに温度計を見てみると28.3度でした。もちろん皆さん汗だくでスポーツされてました。8月の末の夜でこの温度です。対策をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、げた箱のエリアにエアコンを設置してはどうかと遮熱塗装等ですね。この部分につきましては、先ほどもお答えしましたように体育館全体の空調機器を設置することについては必要性は認識しておりますので、一部というよりは全体をということの必要性は認識しております。ただ申し上げたとおり、財政の状況から直ちには厳しいという状況ですので、入れるのであれば一体的に全体を考えるところが望ましいのかなというふうに思っております。

また、一部の特定財源を使う際には、遮熱効果を高める措置をするガラスであったり、塗装をしないと補助金が使えないというような特定財源もありますので、この辺も併せて考えていきたいというふうに考えております。夜の本当に体育館使用、夜だけでなく昼間の体育館使用も非常に暑くなっています。まず、空調が入るまでにつきましては、それぞれの方、団体においてしっかりと熱中症対策をしながら、休憩を取りながら、また水分補給をしていただきながらスポーツに取り組んでいただくことがいいのかなというふうに今のところ考えております。引き続き前向きに検討していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。体育館全体をクーラー導入ってなったら、多分多額な費用もかかりますし、年数もかかると思うんです。来年、再来年ではできないんじゃないかなと思うんですけど、このげた箱の空間にクーラーいたら来年ぐらいにはできるんじゃないかなと思いますし、あと、これ神河中学校5台スポットクーラーが配備されているっていうんですけど、卓球場に2台ありました。あの3台は

見てないんですけど、どこにあるんでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。卓球場に2台あったのは、夏休み期間中、卓球協会さんが夜使われるのに非常に暑いというところで、実は違う小学校から緊急的にお持ちしたものが2台でございます。残りの5台につきましては、体育館の倉庫のほうに置いておりますので、ふだんは出していないというところで、見ていただいてないのかなというふうに思っております。

げた箱のところですけども、先ほど申しました特定財源を活用する際には、あくまでも屋内運動場いわゆる体育館ですね、体育館のエアコン機器設置でございますので、例えれば箱のところに設置してこの特定財源が使えるのかというところは、少し調査する必要があるかというふうに思います。万が一使えない場合については全て一般財源となりますので、財政負担も生じますので、この辺も併せて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。1点確認させてください。中学校に5台配備されているのは体育館倉庫に置いてある、それは緊急時しか使ったら駄目なんですかね。利用時は使ったら駄目なんですか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。基本的には、学校行事のほうで使っておりますので、2学期の始業式であったり、体育の授業なんかも一部使ってるのかなというふうには思っておりますが、すみません、詳細には今何々ということはお答えできません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町民さんが使われる団体でも使用してもいいですか。駄目やったら駄目なんですか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。あくまでも今、学校行事のための導入ということで考えておりますので、今後、社会教育事業に使う場合については、使用基準などを定めた上でのことになりますので、今現在いいとか悪いとかいうことはお答えできません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。学生さんのため、利用者さんのためによろしくお願いします。

次の質問になります。3、生命と財産を本気で守ろうとしていますか。

①7月30日午前8時25分頃に、カムチャツカ半島付近で大地震が発生しました。その影響で全国各地に津波警報や津波注意報が発表され、テレビでずっと注意を呼びか

けておられました。兵庫県では、瀬戸内海沿岸、淡路島南部に津波注意報が出ていましたし、南あわじ市では沿岸付近に避難指示を出されていました。神河町は町民に周知されましたか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。ただいまの木村議員の御質問に対しまして、議会基本条例第12条に基づき、質問の趣旨及び論点を明らかにするという立場で反問の許可を議長よりいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 許可いたします。具体的に進めてください。

○副町長（前田 義人君） 議長より反問の許可をいただきましたので、木村議員にお尋ねをいたします。

まず、事前にいただいております事前通告によりますと、生命と財産を本気で守ろうとしていますかということが問われておりますし、続きまして、発言の内容では、今、全国のテレビ等でカムチャツカ半島での大地震のときのニュース等があったけれども、町からの周知があったのかということをお尋ねになっております。これを簡単に分けますと、生命、財産を本気で守ろうとしているかということが1つ、それからカムチャツカ半島での大地震の告知をしたのかということが1つというふうに考えるのか、カムチャツカ半島の告知をしなかったことを受けて、本気で守ろうとしてますかっていうことをお聞きになりたいのか、いずれでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。なぜこんなことを言うかというと、カムチャツカ半島付近で地震が発生した際に、南あわじ市の沿岸付近で仕事をされていた神河町の方がおられました。その方は、漁港でサイレンが鳴ったので何のサイレンか分からず仕事を続けておられました。たつの市で仕事をされていた息子さんが津波情報を知り神河町にいた家族に連絡、それが午前9時43分頃。家族から連絡があり津波のことを知ったのが午前9時45分頃、7月30日という夏休み期間です。南あわじ市は同じ兵庫県です。神河町民が行っている確率ってないに等しいでしょうか。私は、決してなしとは思えません。あれだけテレビで危険ですと放送されていたのですから、町民に防災無線や屋外放送、公式LINE等で周知すべきだと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 詳しくは担当特命からお答えさせていただこうかなと思いますが、今の御質問でいいますと、世界中で起きた災害について住民にお知らせするべきであるというふうにも受け取れるような発言であったというふうに思います。必ずしも県内で神河町の関係の方がいらっしゃるとは限らないわけです。例えば北海道に神河町の方がいらっしゃった場合、北海道で起きた地震のことを神河町からお知らせする必要があるんでしょうかというふうなことも思います。

ですので、その辺りの取組姿勢につきましては担当特命のほうからお答えさせていただきますが、その前に私のほうから、今回御質問いただきましたことに関して、所感といいますか、お答えをさせていただきたいと思いますが、町として安心・安全なまちづくりに常に努力しているということは言うまでもなく、当然のことあります。有事の際には、職員一丸となって住民の安心・安全のために努力をしております。

1つ分かりやすい例で申し上げますと、台風が発生しますと、防災担当課、住民生活課は、もうはるか南の島に台風が発生した時点から複数のデータを見ながら進路を常に予測しております。2つ、3つのデータを常に見計らっております。その後、当町に近づいてくるコースであるというふうなことが分かりますと、少なくとも24時間以上前から、私も含めてですが、住民生活課、建設課、総務課の3課で準備態勢に入ります。そこでは、当町にいつ頃どのような影響があるかということをデータから読み取ることを一生懸命やっております。当町に、いつ頃どの程度の影響があるか、そして避難が必要なレベルであるというふうなことが見込まれた場合は、住民の皆さんには、御存じのとおり、明るいうちに避難をしていただくということが必要ですので、いつ事前開設をするかというふうなことを見込みまして、いろんな各所にお願いをしていくというふうなことをやっております。この間、情報を町長と常に共有し、町長に決断をしていただくというふうな作業をやっております。

この準備態勢から含めますと、台風通過後の事後の災害状況を把握するまでといいますと、もう24時間はるかに超えていくというふうになります。御存じのとおり、水防指令、事前開設、それから水防指令1、2、3と出していきます。自主防の方、地域の消防の方にもいろいろとお願いをしていくわけですが、地域の住民の方に分かりますのは、水防指令を発令した頃、事前開設をした頃から分かり始めるので、その間、役場として何をやっているんだというふうなことがあるかもしれませんし、線状降水帯の発生とかは大変非常に予測が難しいという関係もあるので分かりにくいのかなというふうに思いますが、いざ発生しますと、全職員、町内に住んでる職員は、家のこともありますし家族のこともあります。ただ、そのことは一旦横に置きます。これはなぜかというと、業務であるからです。私たちは、住民の安心・安全を守るために、家族、家のことは一旦横に置いて24時間以上そのことに努力をしております。

こういったことを木村議員にお答えするのは、消防活動も盛んに一生懸命やっておられる議員に申し訳ないなという思いもありますが、ただ、1点、最後に言わせていただきたいのは、町議会議員である、また、消防団の活動を一生懸命されてる議員のほうからこのような質問をいただくと、本気で守ろうとしてるのかというふうなことをいただくというのは甚だ遺憾だというふうに申し上げておきます。

引き続き町の体制であるとか取組につきましては、藤原防災特命参事のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害対策基本法では、市町村の責務として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域防災計画を作成し、これを実施する責務を有すると定められており、言うまでもなく、その責務は当然のものであると認識をしております。

風水害につきましては、先ほど副町長も申しましたけども、ある程度事前の予測が可能であることから、避難の呼びかけや台風の進路等に関する情報を周知することが可能です。これに対し、地震は予測困難な突発的な災害であるため、発生直後にその事実を即座に周知することは困難となっております。しかしながら、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに震度4以上の揺れが予想される地域に対しては、気象庁から緊急地震速報が発表されます。この情報は、防災行政無線により自動放送されるほか、携帯電話事業者による緊急速報メールや、NHK、民間放送局による放送などで知ることができます。緊急地震速報を見聞きされた際には、速やかに身を守る行動をお願いしたいと思います。なお、緊急地震速報の後には、被害状況の把握に努め、必要に応じて避難所の開設状況や危険箇所の周知等を行うことはございます。

さて、今回のカムチャツカ半島付近で発生した地震につきましては、周知を行ってはおりません。その理由は、次の3点によるものでございます。

1点目は、地震災害の観点から当町では震度が観測されなかったこと。2点目は、津波災害の観点から兵庫県瀬戸内海沿岸には津波注意報が発表されたものの、当町は内陸部に位置しており地域防災計画においても津波被害は想定しておらず、また、県地域防災計画においても津波の浸水想定市町には該当をしていないこと。3点目は、神戸地方気象台等から本地震による影響に関する情報提供がなかったことにより、当町には影響がないというふうに判断をいたしました。

しかしながら、今後30年以内に80%の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震に関しては、津波の浸水想定はないものの当町では震度5弱の揺れが予測されております。このため、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合に、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報については速やかに周知を行う必要があると考えております。実際に昨年の8月8日、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、防災無線や防災ネットかみかわ等の手段を通じまして住民の皆様に周知を行ったところでございます。

今後におきましても、災害が発生した場合、あるいは災害の発生が予測され、当町に何らかの影響が考えられる場合には、速やかに情報の周知を行ってまいりたいと思っております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。先ほど副町長が何でも周知せいいっていうことかって、言うたら北海道であっても、もしかしたら神河町民がおられるかもしれないって言われてましたけど、北海道で地震がありましたっていうたら、やっぱり速報だけやと思うんです。でも、今回の件に関しましては、どのチャンネル回してもずっと放送されてたと思うんです。しかも8時25分頃っていうたら、やっぱり役場の方もみんな働いてた時間で、テレビとか見れない環境やったと思うんです。町民さんも、やっぱりテレビを見てない、放送も流れていない、何のサイレンやとかなって、兵庫県のやっぱり南あわじ市でサイレンが鳴りました。漁港のサイレンやから何のサイレンか分からなかつたと。だって身の危険を感じてないんですから。

やっぱりこれって特別やと思うんです。もうどのチャンネル回しても、そういう放送、言うたら周知させようとテレビがしている、全国でしている。やっぱりそれに関しては、神河町もこれぐらいしとったらテレビで知つとるやろって思うんじゃなく、ここまでやつたら、もう町民の方、知つてもらえるやろっていうぐらいやつてもらいたいっていうのが僕の思いやつたんです。それを、言うたら全部全部、どこでこんな地震があった、震度5が北海道であった、九州であった、神河町民がおるかもしれないんですけど、そこまで流せとは僕は言いませんけど、テレビでずっとずっとこんだけしとつたものであれば、やはり公式LINE、防災無線を流せば、町民さんも、私の身内が向こうにおる、大丈夫やろかっていう安心、連携ができるかなと思って発言させていただきました。お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 木村議員の思いっていうのは、受け止めをさせていただきたいと思いますが、ただ、無理があるなというふうに感じてます。例えば、今、地震のことですけれども、テレビでやっていたのでっていうことなんですが、防災特命がお答えしたように、私たちが、皆、公共の告知放送を使って、防災無線を使って皆さんにお知らせする情報というのは、我が町に危機が迫っているかどうかお知らせする道具でありまして、NHK等の民間のテレビが盛んなニュースをやってることをお知らせする道具ではないんですね。町内に危険が及んでいないということが明らかな場合にその道具を使うというのは、かえって住民の不安をあおぐというふうに思います。

ですから、町内の方に今避難してくださいよ、こうしてくださいよっていうことをお知らせするのは当然のことですけれども、例えば九州で大雨が降って土砂災害が起きますというニュースが全国ニュースでされますと、それを放送するんですかということですが、当町では晴れてるので当然そんなことは必要ないことですから、たまたま町内の方が瀬戸内にいらっしゃったというケースなのでそういうふうにおっしゃると思うんですが、これはたまたまのことですので、一連のマニュアル的に全国で何かの災害が起きると防災無線を使うというのは、かえって住民の方に不安を与えるものであるというふうに判断しております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。不安を与えるというか、知ってもらうように、言うたら、カムチャツカ半島でそういうのがあって全国的に沿岸のところにいたら津波があるのかっていうのを、不安にさせるじゃなく知ってもらうようにしていただきたいと僕は思っております。

次の質問に入ります。4、町の魅力を高めるための取組は。

①役場の玄関ホールでの町のPRはできないか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。次の質問に入ったのに、申し訳ありません。知ってもらいたいと思ってますというふうに終わられたんで、あえて言います。全国ニュースを放送するための防災無線ではないということを改めてお伝えしておきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前は、ソファー付近につい立てを設置しましてポスター等を掲示しておったわけですけども、管理も行き届かず見苦しい状況が散見されたため、玄関先をすっきりさせたいという目的もありましたんで、撤去した経過がございます。現在は、玄関ホールにおきまして、ひと・まち・みらい課が中心となり、JR播但線の補助メニューの紹介や神河町の絶景を紹介するポスターなどを掲示して、町の情報発信に寄与をしていただいているというところでございます。

今後は、すっきりとした玄関先の印象を保ちつつ、より魅力的なPR空間として整備を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、具体的には、ロビーに設置されておりますテレビですね、モニターを活用して町の魅力やイベント情報を動画やスライド形式で発信することも検討してまいりたいと思っています。また、町章入りのバックボードを設置し、SNS等で発信したくなるようなフォトスポットの設置も一案としては考えております。

さらに、町の特産品を展示するショーケースの設置についても検討しております、展示を通じて観光協会やふるさと納税への誘導を図ることで、来庁者に神河町の魅力に触れていただく機会を創出してまいりたいと考えております。こうした取組により、役場を神河町を訪れた際に立ち寄りたくなる場所としてさらなる魅力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。また木村議員からも御提案等がありましたら、ぜひお寄せいただきたいというふうに考えております。

以上、木村議員に対する質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 町の特産品を展示するショーケース等の設置についても

検討しておりますとのことでしたが、いつ頃ぐらいにされる予定ですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。これは、一連の玄関のあの空間をどのように考えていくかというのは、これからも考えていきたいなというふうに思っておりまして、県民センターの入り口にそういう展示もありますんで、そういうところを少し参考にもしていきながら、いつからやるというふうなことではなくて、少しの空間を総括的に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。結構旅行とか行ったら市役所とかついつい入ってしまうんですけど、お勧めとしたら一番近いとこやったら姫路市役所。あそこは、もうちょっといたいなっていうぐらいすごいPRされてました。一番、僕が行ってすごいなと思ったのは広島県の安芸高田市。あそこは、ほんまにすばらしいと言うていいほど、もうそれ目的に行きたいなって言うていいぐらいのPRされてました。ぜひ一度行ってみてもらいたいです。お願いします。

次の質問に入ります。②駅で町のPRはできないか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

議員の質問にお答えさせていただきます。

JR寺前駅におきましては、待合室及びトイレ部分が神河町所有物件でありまして、それ以外の改札前のスペース、それからホーム構内におきましてはJR西日本の所有となっておりまして、管理についても同様というふうになっております。町がPRを行うというふうなことにつきましては、待合室が該当するかなというふうに思っております。現在は観光協会に管理を委託しております、JR利用促進補助金のポスター、それから観光PRのポスターなどを掲示してPR活動を行っておりますので、今後においても引き続き取り組んでまいります。

なお、更新につきましても、隨時更新をするようというふうなところで指示も出させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上、木村議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。長谷駅にこの前行かせていただいたんですけど、多分町長も御存じだと思うんですけど、通路に写真がいっぱい貼ってあって、僕も、すみませんけど、こんなところがあるんやっていうのを知って、またこういうところを見に行きたいなっていうのがあったんで、寺前駅にも新野駅にもそのようなことができないかなと思って、これをちょっと言わせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。例えば長谷駅につきましては、長谷駅の利用促進のというふうな観点で、長谷の協議会のほうでJRの許可を取って掲示をさせていただいているというふうな状況でございます。基本的にはJR利用促進というふうな観点で許可をいただいておりまして、むやみやたらに構内にポスター等のPRをするというふうなところの許可はいただいておりませんので、新野駅等におきましては、少し場所的な部分で今現在できる部分がちょっとないというふうな状況ですので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしくお願ひします。

3番目の質問に入ります。寺前駅での待ち時間に改札口を出て、周辺で買物や駅前でランチができるように、駅もしくはJRと交渉できないか、お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

これは、JRの規定で途中下車ができるのは、片道の営業キロが101キロ以上の場合ということでお聞きしております。100キロまでの途中下車につきましては、できないというふうなところとなっております。ただし、寺前駅などの運用状況を確認しますと、待ち時間が長い場合にはトイレの利用や飲物購入などの際には改札を出ることが認められておるということで、駅ごとの運用というふうなことをしていただいております。近年のICOCAのデジタル決済の場合につきましては、途中下車という扱いではなくて、その都度精算というふうなところになるというふうなところもお伺いしております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。②の質問でお願いしましたPRもできれば、そして改札から出れるようになれば、観光客増、地域活性化につながると思います。神河町の魅力を発信し、神河町のよさを知ってもらうためにも、私も頑張りますので、皆さんもよろしくお願ひします。

これで私たちの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続いて一般質問を行います。

次に、6番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏です。本日は、通告に基づき一般質問を2点にわたってさせていただきます。

1点目は神河町の平和行政の取組はということと、2つ目は公立神崎総合病院の経営改善についての2点でございます。

1つ目行きます。現在世界では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、イスラエルとパレスチナの紛争など、罪なき住民や子供の命が奪われ平和が脅かされている情勢であります。神河町では、令和2年、2020年12月に神河町「恒久平和のまち」宣言が制定されましたが、現時点で平和行政の取組としてどんな取組をされているのか。また他自治体では、行政が主体となって沖縄戦や原爆のパネル展をされている例もございます。行政自らが平和の大切さを町民に訴える取組をしていただきたいなと思っています。

その下にお配りしてます資料には、8月16、17と書いてありますが、ここを少し膨らませて読みますね。内容は一緒です。今年は戦後80年、広島・長崎への原爆投下から80年の節目の年になります。実際に戦争を体験された方、被爆された方は高齢になり減る一方です。ロシアのウクライナへの軍事侵攻は4年目に入り、解決の見込みはついていません。ガザ地区へのイスラエルの攻撃は続き、ガザの子供は食料も医療も行き届かず悲惨さを極めています。絶対悪である戦争は世界で今も続いています。

朝の連続テレビドラマ「あんばん」が9月で終了しますが、その中で、戦争中はお国のために戦うことが正義とされてきたが、終戦後それは間違いと覆る。何が正義か、逆転しない正義とは何かを主人公夫婦で追求します。その答えは、おなかをすかせた人がいたらパンの一つでも分けてやること、目の前で困っている人に手を差し伸べることが逆転しない正義、眞の正義と目覚めます。ドラマを見ていて思いました。多くの方が戦争でかけがえのない人々を失い、人々は悲しみに暮れますが、これは約80年前に実際に起こったことです。生き残った者は、日々一生懸命生きることと、戦争や原爆投下による悲惨さ、命の貴さを風化させないことが義務であると思います。風化させることは、日本が再び戦争に巻き込まれることにつながります。だから伝え続けなければなりません。

兵庫県で一番人口の少ない神河町であっても、できることははあるのではないかと思いました。これは8月16、17日に桜空で、市川町の前町長の岩見さんグループ主催の原爆展を鑑賞に行きました。パネル展でなくても、語り部による講演会もいいなと考えます。行政として取組をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和2年12月議会におきまして、議会の御承認をいただいた神河町「恒久平和のまち」宣言に関連しましては、その質疑の際にも吉岡議員より、神河町遺族会による平和祈念映画事業だけではなく、語り部などの取組も進めてほしいとの御要望をいただきました。

この御要望を受け、関係各課において平和行政の取組を進めてまいりました。

本年は原爆投下から80年という節目の年に当たり、様々な平和啓発事業を実施いたしました。

まず、7月には、たつの市出身で世界的に活躍されているバイオリン奏者、伊藤さくらさんとその仲間たちによるコンサートを開催いたしました。昨年に引き続いての開催で、今年は2部構成で開催をし、第1部として広島で被爆したバイオリンでのコンサート「被爆ヴァイオリンで奏でる平和への祈り」をテーマに開催。このコンサートは、兵庫県をはじめ広島でも開催され、テレビ、新聞等でも大きく報道されました。

また、8月には、先ほど吉岡議員の質問の趣旨の説明もありました、市川町元町長の岩見町長を中心とした有志の皆様の御協力によりまして、図書コミュニティ公園「桜空」において「平和のための原爆写真展」が開催されました。原爆関連写真パネルに加え、戦時の服やヘルメットなども展示され、2日間で357名の来場がありました。桜空をこのような意義深い展示の場として御活用いただけたことは、平和を願う町として大変意味のあることと考えております。

さらに、8月には恒例の遺族会による平和祈念映画会と併せて、戦時の遺品や資料の展示も行われました。そのほかにも戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代に語り継ぐ取組として、本年3月には、神河中学校において戦争体験者による戦争語り部授業も実施されました。このような体験を直接聞くことができる場は、平和の尊さを学ぶ貴重な機会となっております。

今後の新たな取組として、他団体から原爆写真パネル等の資料を借用し、展示を行う事業について検討をしているところです。神河町が「恒久平和のまち」を宣言している自治体として、今後も関係機関や地域の皆様と連携をして、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える啓発活動を継続的かつ積極的に推進してまいります。

以上、吉岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。満足のいく回答で、ありがとうございます。

さっきの町長の答弁の中でもありましたが、被爆バイオリンのコンサート、私も行つたんです。その中で、もちろんクラシックコンサートやったんですが、その中で伊藤さくらさんが主人公でバイオリン弾いてくれたんやけども、伊藤さくらさんのお母さんがスライドを上映して、ロシアからバイオリンが来た経過を、命からがらの旅、ソ連のロシア革命があって、何かもう胸がいっぱいになって、もちろんコンサート自体もいいん

ですけども、その中で広島は原爆でえらい目に遭うというつくりで、すばらしい取組やったと思います。ぜひこれは続けてほしいなと思います。

そこで質問ですけども、さきの答弁の中で3月に神河中において戦争体験者による戦争語り部授業が実施されました。大事なことで、非常に感銘しますが、これは、内容ですね、例えば被団協の人が来たとか、中身について分かりましたらお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。吉岡議員の質問にお答えさせていただきます。

今日、神戸新聞の記事もお持ちしておりますが、3月15日にその際のことが記事になつて載っております。内容を少し簡単に御説明させていただきます。神河町遺族会の主催で、神河町在住の95歳の女性の方でしたけども、3月12日に神河中学校の2年生70名を対象に御講演をいただきました。その方が子供の頃に姫路で受けた空襲の恐ろしさや終戦後に平和を願って働いた日々などを伝えていただいて、ちょうど中学生の頃は働かなくてはいけない。勉強ができなかった。自由に私は学べることがありがたいということなどの内容を御講演いただきました。その後、生徒からは、身近な場所で起きた空襲の話で遠い存在だった戦争の恐ろしさが一気に現実になったということや、今の中学生があることを大切に思い次の世代へ受け継いでいきたいなどという感想も述べて、非常に有意義な講演であったというふうに伺っております。

ちなみに今年度も中学校2年生を対象に同様の講演を企画しておるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。語り部授業、ありがとうございました。中身よく分かりました。

これもぜひずっと続けてほしいなと思って、神戸新聞を読んでましたら、7月か8月か忘れましたが、40代の人やったかな、広島原爆の語り部の学習して、広島原爆遭われた人はもう年いって死んでいって語り部になれないんで、なれないんで後継者に、自分は特に原爆は浴びとつてないけども、40代の男の人やった思いますわ、その自分が受け継いで、原爆とか戦争は絶対あかんのやという語り部やつとての人がおってです。その人をぜひ呼んでくれとは言わないんですが、そういったことで継続は力なりです。

今年は分かったんですけど、令和8年度以降どうですか。やられますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今年度の計画ですので、まだ来年度の計画は決まっておりませんので、何とも言い難いところでございますが、ちなみにその当日の講演会ですけども、私自身は社会科の授業としてされたんかなと。いわゆる学校でやるからには教育課程に位置づける必要がありますので、

社会であったんかなというふうに学校のほうに問い合わせましたら、人権学習の一環で行いましたという返事でございました。そういう意味におきますと、継続する必要といいますか、ことは大切なと思いますので、今後また校長先生であったり関係教諭と協議しながら取組を続けていく方向で調整したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。今の話を聞いて分かりました。人権学習の一環ということで戦争の話をしよういうことも一つのいい取組やと思います。

だから人権学習の中で必ず反戦平和の話とはならへんので、それがもし駄目やったら、それは仕方ない話で、さっき町長答弁で桜空でパネル展考えるという話がありました。パネル展もええんですけど、さっき私が言うたように原爆被害の継承者の人おってんで、ちゃんとそういうグループつくってんで、今年はパネル展、来年は語り部とかいうようなことで、非常に桜空は2つ、エポックとツドウェルかな、2つ立派な部屋があって、パネル展は南側のエポックでやって、語り部やるときは反対側の北側のツドウェルでやるとか、五、六十人入りますからね、ような工夫をしてもらってしてほしいなと思います。

パネル展については、僕は何でそんなこと言うたかいうと、西脇市例にしたんですね。西脇市はM i r a i e という立派な施設があって、そこも図書館と併設のすばらしい施設なんですが、そこで東京空襲とか、沖縄戦とか、毎年やってます。岩見前町長したったんすごいなと思って話も聞いたんですけど、結局2日間だけやったんですよ。やるなら10日間というふうに思うんですけども、もし今、私が言ったことで期間とか、パネル展もしくは講演会、この2つの話しましたが、課長、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） まだ検討段階ですので、確たることは今後、詳細に詰めていくということでお答えさせていただきたいというふうに思っております。

毎年、遺族会のほうで映画会を実施されります。できればその前後1週間ずつ、来年度はパネル展などを計画して、前の1週間は例えば桜空の一室を使う。映画の後の1週間については中央公民館などでする、ロビー展などでするというふうに考えれば広く住民の方に見ていただける機会になるのかなというふうなことも今検討しております。

また、語り部ということもございましたけども、まずは来年はパネル展がいいのかなというふうに思っております。今現在、広島平和記念資料館でありますとか、長崎平和推進協議会のほうに問合せをさせていただいて貸し出しあたけるような資料があるというふうに聞いりますが、8月というところで恐らく貸出しも非常に多くなる月なのかなというふうに思います。企画、計画のほう早く進めまして、もし予約ができるのであれば早めに押さえていきたいというふうに考えております。

また、2年目以降につきましては、また議員のおっしゃっていただいたような意見なども参考にしながら計画していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。一度にたくさんのこと申し上げましたが、一步一步進めていってもらって、日本が二度と戦争に巻き込まれへんということが非常に大事なんで、忘れない、風化させない取組を行政としてよろしくお願ひしたいと思います。答弁結構です。

そしたら、次、行きますね。2番、公立神崎総合病院の経営改善についてということです。

令和6年度の決算状況が公表されました。赤字額が3億911万円で、令和7年度には5億から6億の赤字決算になる見込みです。赤字が続けば、現在12億円の留保資金、キャッシュですね、これがいつまでもつか大変不安です。

経営形態は現在の公営企業法一部適用がベターであることは同僚議員の以前の質問の回答により理解はしました。経営改善のアクションプランの履行遵守による改善額の見込みと留保資金、キャッシュですね、のもち具合をはかりにかけ、病院総体のダウンサイジング、日本語で申しますと規模縮小を考えるときが来ているのではないかなと思います。神河町にとってかけがえのない病院を存続させるためにお尋ねをしています。

まず、1つ目の質問、赤字解消のために肝となるものは何でしょうか、お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉岡議員の御指摘のとおり、令和6年度におきましては、経営改善計画に基づく取組を進めた結果、昨年度と比較して医業収益は改善いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス対策補助金の全廃や人事院勧告に基づく約30年ぶりの大幅な給与改定の影響による人件費の高騰などにより医業費用が増加し、経常損失では令和5年度を1億3,900万円下回る3億900万円の赤字となっております。

公立病院を取り巻く経営環境は、近年ますます厳しさを増しております。人事院勧告に伴う大幅な人件費の増加に加え、物価高騰による診療材料等の価格上昇などが重なり、全国の約8.6%の公立病院が赤字を計上している状況です。公立神崎総合病院も例外ではなく、極めて厳しい経営状況に置かれています。

しかしながら、同病院は神崎郡内で唯一の公立病院であり、地域になくてはならない病院であると認識しております。だからこそ、人口減少に伴う医療・介護需要の縮小や医療ニーズの変化、医師をはじめとする人材確保の困難など喫緊の課題への対応が求められており、何よりも経営の健全化が必要不可欠であると考えております。

このような状況を踏まえて、令和5年3月に眞庭神戸大学附属病院長を委員長として、各分野の専門家及び住民代表から成る神河町病院改革委員会を設置し、2年間にわたって経営健全化に向けた議論を重ねていただきました。今年2月には、その成果として答

申書を受け取ったところです。

赤字解消に向けては、病院改革委員会の設置と並行して検討・策定した経営強化プラン及び経営改善計画を状況に応じて見直しを加えながら着実に実施していくことが最も重要であると考えております。

なお、今年度には、経営改善計画をさらに推進するため、新たに総合戦略室を設置し、データ分析を通じた経営の見える化を進めております。アクションプランで進捗が十分でない項目については、担当部署への助言や支援を行い、全体の計画進行を図ってまいります。

収益面におきましては、医師が複数勤務している昼間の時間帯における救急患者の積極的な受入れや開業医・高度急性期病院からの紹介患者の受入れに注力してまいります。また、病床や病室の効率的な運用を通じて病床利用率を高め、診療報酬単価の引上げも図ってまいります。

さらに、院長が先頭に立ち、大幅な収益増にはつながらないものの、在宅患者へのサービス向上を目的として、訪問診療などの在宅医療の提供体制の充実に取り組んでいただいております。今後は、常時在宅診療患者を支える在宅療養支援病院を目指してまいります。

費用面では、医薬品や診療材料の適正な調達・在庫管理の徹底に加え、医療機器の適切な維持管理を行うことで修理費の削減や長期間の使用を推進してまいります。

これらの取組を進めるに当たっては、これまで申し上げているとおり、病院職員の意識改革と職員間の情報共有が不可欠であり、これについては病院改革委員会の答申書においても重要な課題として指摘されております。

診療報酬の改定など、国による早急な支援も強く求められるところですが、神河町といたしましても状況を静観することなく、公立神崎総合病院と意見交換や情報共有を重ねながら病院と一体となって経営改善の取組を支援してまいります。

以上、吉岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ありがとうございました、1回目の回答。

私が質問で赤字解消のための肝は何かと書いたんですけど、私の考えですよ、肝となるんは僕はドクターの意識やと思います。ドクターの意識とは何か。親身になった対応を患者にしているか、していないか。親身になった対応をすれば、患者は必ず増えます。僕はそう思います。そうじゃないのかなというふうに僕は、悪いけど、そう思ったんですが、その辺ドクターの意識について、いろいろレクチャーもされて頑張っておられるのを知っとんですが、病院サイドとしてどういうふうに思っておられますか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。今の議員の御発言、ちょっとこちらとしてもなかなか厳しい、ごもっともというところもありますので、非常に答弁、反論のしようがないところはございます。

ただ、一方で、やはりなかなか十分な医師確保、ちょっと高齢化とかありまして十分な体制の中で頑張っていただいているところで、なかなか一概にドクターのみをというところあるんですけども、御指摘のとおり、やはり人によってはもう少し例えば患者の応対であるとか、言葉一つにとってもちょっと患者さんに寄り添ってないというところは、十分そういった情報も来ておりますので、そこは院長、私も同席する場合もあるんですけども、そういう耳にした場合は十分注意して今後そういうことがないようになります。それでまた繰り返されるようだったら、もうそれは繰り返しこちらとしても御本人の意識が変わるまで言っていくしかないなと。

一方では、そういう形も大事ですし、職員研修ですね、医師も含めたというところが大事やと思うんですけども、接遇であるとか、患者に寄り添う。結果的に医療として適切なことやられてても言葉一つ取るだけで、何か患者の受け取り方で一つの優しい言葉、厳しいこと言わるのはいいんですけども、その際に一つ、あなたのためを思って言っているんだよというのを言っていただくと患者の受け取り全く違いますので。そこら辺を中心して、また医師に限らず、看護師、医療技師さんも含めてそういう心持ちでということで院内ではそういう取組は続けたいと思いますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ありがとうございます。要するに患者に寄り添うということを、ドクターも看護師も現場の方がそういう姿勢さえあれば僕は人気が出ると思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次、数字的なこと聞きますね。これは総務文教常任委員会で財政特命参事のほうから説明受けて、ちょっとショックやった中身なんですが、令和6年度はさっき言いましたように赤字が3億900万で、それは終わったこと。令和7年度、今からのこと、これは5億から6億の赤字見込みが出来ますよということなんですね。

さっきも言いましたけど、3億900万の赤字の中には非現金性の減価償却費いうのが入ってますんで、そのことは実際は引かんとあかんと思うんですね。その減価償却費の分を除いて、それで実際の赤字どうやというのはキャッシュの残高見込みなるんですが、実際問題、令和7年度末のキャッシュの残高見込みですね、例えば人勧で給料がアップするとか、もちろん出てくるでしょう、それも含めて7年度末のキャッシュの残高見込みはどんなもんでしょうか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。今の吉岡議員の御質問にお答えします。

先ほど現時点で7年度末というのは、まだ十分、人事院勧告の結果等もございますので、

なかなか見積りは難しいところなんすけども、仮定として6億円の赤字が出るという前提で試算をいたしました。

そうしますと、一応最初に申し上げておきますけど、キャッシュフロー計算書といいますのは、要は年度末、3月31日時点でどれだけ現金、場合によっては預金も含めて考えるときもあるんですけども、あるかということで、その3月31日時点という形でいくと今年度と比べて5,800万程度のマイナスということですね。結局11億3,200万、あくまでこれ6億の仮定なので、今後ぶれることはあるんですけど、その程度は減ってくると。

ただし、一つちょっと事情はございまして、今年度、約8年、9年ぶりぐらいに電子カルテシステムというのを開始します。これが非常に高額でございまして、3億円を超えるという話になりますので、実際にその支払いは3月31日時点ではなくて、4月、5月にずれ込みますので、来年度のキャッシュフローには現実には影響しないんですけど、それを加味しますとその時点で4億円近く要はキャッシュが減ると、それを含めるという前提ですけども、ということで厳しい状況は続くと考えます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。その電子カルテで3億要るとかいう話も聞いて分かったんですけど、そしたら、キャッシュですね、留保資金とも言いますが、例えば人勧が2.76%、令和6年度は上がったと。令和7年度は、8月7日に人事院勧告が出て、平均3.3%の賃上げ。2.76よりでかい。給与費だけで今年の決算でいうと1億3,000万のアップになってしまったと。もっとアップするんですね、給与費ね。それも加味しながら、ずっと人勧が2%ずつぐらい上がるだろうなと。これはもう政府の政策で財界に総理がお願いして給料が上がっていってるわけですけど、実際はね。2%ずつぐらいずっと上がるとしたら、今11億ないし12億のキャッシュ、運営するためにある命綱ですが、これは例えば人勧が2%ずつぐらいずっと上がっていったら、最後に底つくんですよ。これ何年ぐらいもつんかなと。人勧が2%ぐらいとして。ざっとでいいですよ。どれぐらいもつかで結構です。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。以前も別の機会でちょっと課長のほうから御答弁したかもしれませんけども、現状を鑑みると、このまま状況が変わらないという仮定でありましたら、9年度中はちょっと厳しいのかなというような認識でこちら病院としては考えております。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。このままでいたら令和9年度は厳しくなる。人勧で給与費が上がるということでね。

この前、決算委員会でも小寺議員から話が出ましたが、この人勧どおりに賃上げというのはどっかで考えんといかんの違うかという話がありました。その際に前田副町長の

答弁は、これこれこうだいことは言うてなかったんですが、これはもうどっかではっきりさせんといかんので聞きます。どうされますか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。小寺議員のほうから御質問いただいたときに、公務員と、役場の職員も病院の職員も公務員であるので、人勧に従って上げるものは上げるというふうなことをお答えいたしました。

ただ、結果として病院のそれで経営が成り立つかというところに立ち入る可能性があるということで、この2年間が勝負かなというふうに思ってます。この2年間の間に、その先を見通したときに、例えば今まま医師職含めて高齢化が落ちてこないというふうなことになれば給料高いまま続いてしまうということになりますし、看護職も一緒です。2年置きにある医療報酬の改定を待っているというわけにはいかないであろうというふうに思ってます。

そうするのであれば、御質問にもありましたダウンサイ징、必要最低限のところを残すのか、もしくはもう経営形態を独法に変えていく、独立行政法人ですね。これも2種類あるようなんですか、公務員式の独立行政法人ではなくて、給料が民間で流動的にいじれる行政法人という形態もあります。ただ、これまでの病院サイドでの検討の中では、経営形態で変わるかどうかというと、そうでもなくて、意思を変えてみんなで頑張って収益上げようという気持ちにならないとどの形態にしても無理だというふうなことが言われてましたので、まず一番最初は、全員で収益を上げようという空気をどのようにつくるか。これができなかったら、ダウンサイ징とか、経営形態を変えることももうやむなしというふうな流れになるのかなと現時点では思ってます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。大体分かりました。結論的には公営企業法一部適用でやると、こういうことで理解しました。

テレビ見とる人にしたら、独立行政法人、独法って何やという話が出とると思うんですが、役場と切り離して独立として行政法人になると役場の給与表は使わないんですね。だから独自で、人勧が上がったからといって上げんでもいいんです。給料をね。独立行政法人になると。

ただ、そうなると今まで役場の職員やって、役場の本庁職員が上がれば、同じように公務員だから同じ率で上がっていたのがなくなっちゃうということで、どんだけやる気がなくなるかなと、僕もそれは思っています。公務員やからといって入職しとってんやから、病院にね、正規職員はね、だからそのことは残そういうのはよう分ります。

しかし、さっき事務長からもありましたが、もうこのベースアップでいくと令和9年度あたりがキャッシュ危ないんだと。危ないというのは破産するんやでね、そんなん待つとられませんので、僕はやっぱり、次の質問行くんですけども、現在の留保資金12億

が底をつく前に、キャッシュ 12 億円ね、底をつく前に規模縮小、規模縮小というのは病床数を減らしたり、診療科目を減らすことです、そのことで規模を小さくして赤字幅を減らすという、そういう必要もあると思うんですけども、答弁よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

経営改善計画におきましては、公立神崎総合病院が今後も地域に必要とされる医療機関として、その機能を維持存続していくことを基本的な目標としています。これは救急対応を含む総合的な医療提供体制が町民の命と健康を守る上で極めて重要であり、安心・安全なまちづくりの根幹をなすものであるためでございます。

一方で、病院の経営状況は年々厳しさを増しておりまして、令和 6 年度末の時点で手持ち資金は約 11 億 9,000 万円となっております。現行の収支構造が続いた場合には、将来的に資金が底をつく可能性があり、早急な対応が求められています。

このような財政悪化の背景には、患者数の減少のみならず、人件費や医療資材費の高騰、物価上昇といった複合的な要因がございます。特に医療の質を維持するために必要な人材確保と、その処遇改善にも相応のコストがかかっており、経営に大きな影響を与えている状況でございます。

神河町病院改革委員会の答申書におきましても、今後の人口減少や疾病構造の変化を見据え、病院機能の見直しやダウンサイ징の必要性について、将来どのような診療機能を維持していくべきかという視点からの議論が重要であると示されております。

神河町といたしましてもこの御指摘は極めて重く受け止めており、病院と連携の上、持続可能な医療体制の構築に向けて検討を進めてまいります。吉岡議員より御提案のありましたダウンサイ징につきましても、その有効性や課題、地域医療への影響等を丁寧に検証し、公立病院として果たすべき役割との整合性を踏まえつつ、一つの選択肢として慎重に検討してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても病院が直面している状況は危機的であり、この現実から目を背けることなく、病院、町が一体となって、経営の健全化と地域に必要な医療の在り方について不断の努力と見直しを重ねてまいります。

以上、吉岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。ダウンサイ징、規模縮小についての議論ですね、これを、まだできたばかりですけど戦略室が 4 人の職員でできています。経営戦略室での議論とか、またほかの自治体病院の参考例とかで研究されているかなと思うんですけども、もし研究されておられましたらその内容についてお願いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。ただいまの吉岡議員の

御質問にお答えします。

現実的には、そのダウンサイ징に絞った形での検討とかいうのは現時点ではまだ行っておりません。

ただ、一方で、今年度におきましても決算非常に悪かったということで、近隣の公立病院の決算書等とかは取り寄せながら、その分析等ですね、例えばたつの市民病院であるとか、公立宍粟総合病院であるとか、市立加西病院、公立豊岡病院組合といった近隣の病院につきましては、協力を得ながら決算分析のほうちょっと取り組んでいるような状況です。

例えば一例を申し上げますと、先ほど出てました人件費等に関しましては、当院が約80%近い医業収益に対してのところが、例えば宍粟であると10%近く、70%は超えてるんですけど、その程度に収まっていると。ただ、一方で、加西とかも七十七、八ということで、やっぱりいろんなその病院の状況によって、置かれた立場によって違いますので、その辺なぜそうなっているのかとかいうようなところも含めましてちょっと分析は続けたいと思います。

一方で、先ほどのダウンサイ징のことなんですが、実際のダウンサイ징したこと実例はなかなかないんですが、現実的な県の総合病院も非常に、皆さん御存じのとおり全部赤字ということで、ワースト100の中に県の総合病院が全部入っているような状況なんですが、県立淡路医療センターにつきましては看護師不足から一部病棟閉鎖していると。若干ダウンサイ징とはちょっと違うんですけど、そういう状況。それから県立加古川医療センターにおいては、一部の病棟閉鎖と一部の病棟自体の機能転化していることがありますので、私もオブザーバーとして県立病院の会議にはちょっと参加する機会がございますので、そういう機会に影響とかいうような形はちょっといろいろ情報提供いただきながら今後のちょっと検討の参考にさせていただけたらと考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。今、事務長の言われた研究で他の自治体分析で、宍粟が給与費に占める割合は70%というのは、多分お若いんでしょうね。ありがとうございます。そういうことやと思います。研究を続けてもらうということでお願いしたいと思います。

次に、ダウンサイ징に関連するんですけど、歴史的な話をちょっとしますと、もともと公立神崎総合病院は、皆さん御存じのとおり、神崎、大河内、市川の3町で一部事務組合として運営をしていましたが、平成18年3月に、これは合併問題を機に、神崎、大河内合併、神河町誕生のときにいろいろありまして、神河町1町での経営となつたということあります。

僕が記憶している限り合併、平成17年で、今年、令和7年で20周年なんですが、17年合併した次の年に一番病院経営の肝になる診療報酬、国の払う公定価格のお金で

すね、医療費に対するお金、これがマイナス3.16という大きなマイナスになり、その辺から経営が苦しくなったと。これは僕も役場職員ですから、住民課長なんかと出席しておったときから事務長のほうから国自体の診療報酬のマイナス改定でもう大変なんだということで聞いて知っています。

そういう中で、マイナス改定があったんがバックボーンにあるんですけども、それに対する財政支援ですね、これは普通交付税と特別交付税があって、地方交付税の中の特別交付税で公立神崎総合病院の経営に対する加算というのはあるんですけど、具体的なこれこれこうやいうもんじゃなくって、あくまでもブラックボックスということでありまして、あんまり期待できないと思うんです。

もう令和9年度やばいとか、今日こんな話出ましたが、それで、町長頑張ってくれると思うんですけども、本当にもう令和9年度が厳しくなるということなんで、国・県、これに対して要望ずっとされるとも知っています。こらこのまま行くと本当に危ないんだという話を国会議員の先生にも県会議員の先生にもされていると思うんですが、その手応え、どんな感じか、この深刻さを訴えてくれとてやと思うんですけども、こら町長のほうどうでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 国会議員への要望に対する手応えというところなんですけども、結論から申し上げますと、神河町だけといいますか、公立病院を運営している自治体はどことも要望をしているわけでありまして、そのように考えると全国にどれだけの自治体病院があるかということありますから、分かりましたという、何とかしようという具体的な回答というものは、それはないです。言い続けるしかないということだと思っています。

ただ、ここに来て人事院勧告とか物価上昇で、全国の自治体病院、これまで黒字やったのが一気に赤字になってるというところは非常に深刻に受け止めていただいているというふうに考えておりますし、自治体病院が担う地域医療というものは民間の病院が担ってるものと全く違うわけでありますから、やっぱり採算の取れない部門をしっかりと公が担わなければいけない、そういうことに対するやっぱり県・国のこの対応といいますか、は絶対に必要だというふうに思っております。国・県ができないことをそれぞれの自治体がやってるんだというところでありますので、そこは改めて今の状況を踏まえて来年に向けての要望の中で強く訴えてまいります。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。いや、よう町長、要望してくれとてやとは思うんですけども、多分漏らしはしとてない思うんですが、神河町は県下一人口が小さくて、標準財政規模が50億程度の町です。公立病院持っていると。よその町から負担金も補助金ももらってないと。本当に僕は、特殊事情や思うんですね。そこら県下一小さい町の苦しさとかいうことをちゃんと訴えていただいてますか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 全て訴えております。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございました。

これで終わるんですけども、今日は事務長のほうから、このまま行くと令和9年度あたりが厳しいという最新情報も聞いて、ショックというか、事実なんで、病院も町執行部も議会も力入れなあかんなというふうに思いました。

しかし、公立神崎総合病院、不採算部門である訪問診療も始めてくれて、これ要望もあったんですよ、訪問診療してほしいと。始まって僕もうれしいです。

それからレスパイト入院、これは家で在宅介護・看護しとる人が、特に女性ですね、お父さんが倒れたときに女性が、奥さんが看護して、お父さんが10日とか、2週間とか神崎病院に入院して、その間、看護者が体が休まる。どれほどありがたかったかいって僕は聞きました。そういう努力もしております。

安心・安全のシンボル、公立神崎総合病院を神河町に残すために町執行部も議会も一緒にになって知恵を出し合って公立神崎総合病院を支えていきたいなというふうに思います。答弁要らないですよ。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から9月24日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から9月24日まで休会と決定しました。

次の本会議は、9月25日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時53分散会
